名古屋市公報

令和 3年10月27日　　第125号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局行政部法制課長

目　　次　　ページ

条　　例

○ 名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例
（ス市・市政情報室）　（第49号）　4

規　　則

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則　（ス市・地域振興課）　（第93号）　6

告　　示

○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について
（住都・住宅管理課）　（第521号）　7
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧
（住都・市街地整備課）　（第522号）　13
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）　（第523号）　14
○ 道路に関する告示　（緑土・道路利活用課）　（第524号）　26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第525号）　29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更　（健福・保護課）　（第526号）　32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第527号）　34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止　（健福・保護課）　（第528号）　36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開　（健福・保護課）　（第529号）　37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退　（健福・保護課）　（第530号）　38
○ 生活保護法による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第531号）　39
○ 生活保護法による指定医療機関の辞退　（健福・保護課）　（第532号）　40

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第533号）　41
○ 生活保護法による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第534号）　43
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて　（健福・障害者支援課）　（第535号）　44
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について　（健福・障害者支援課）　（第536号）　45
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について　（健福・障害者支援課）　（第537号）　49
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について　（健福・障害者支援課）　（第538号）　50
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について　（健福・障害者支援課）　（第539号）　52
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん　（健福・高齢福祉課）　（第540号）　53
○ 指定居宅サービス事業者等の指定　（健福・介護保険課）　（第541号）　58
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止　（健福・介護保険課）　（第542号）　62
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん　（健福・障害企画課）　（第543号）　65
○ 行旅死亡人の発見　（健福・保護課）　（第544号）　70
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん　（子青・子ども未来企画室）　（第545号）　75

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 補欠選挙の事由発生について　（第29号）　79
○ 各種直接請求等に必要な数について　（第30号）　80
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について　（第31号）　82

公　　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　83
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（経済・地域商業課）　85

条　例　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例（第49号）

1　改正内容

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2　施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3年法律第37号）附則第 1条第 4号に掲げる規定（同法第50条及び附則第46条の規定に限る。）の施行の日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第93号）

1　内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第66号）の施行期日を令和 3年10月29日と定めるものです。

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市条例第49号

名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第９項」に改める。

第20条第１項第３号ただし書中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第14条第２号ハに規定する公務員等」を「国家公務員法（昭和22年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改める。

第40条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第７号」を「第19条

第８号」に、「同条第８号」を「同条第９号」に改める。

第70条第１項第１号中「第52条第１項」を「第52条（第２号を除く。）」に改め、同条第２項第２号中「（行政機関個人情報保護法」を「（個人情報保護法」に、「行政機関個人情報保護法第４章」を「個人情報保護法第５章第４節」に改める。

第75条中「（昭和25年法律第２６１号）」を削る。

附　則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）附則第１条第４号に掲げる規定（同法第50条及び附則第46条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和３年10月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第93号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和２年名古屋市条例第66号）の施行期日は、令和３年10月29日とする。

名古屋市告示第 521号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 3年10月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第 1　一般世帯向け区分

1　申込みの資格

(1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

(3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあっては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあっては 5年）を経過しないものでないこと。

2　申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア　各区役所及び各区役所支所

令和 3年10月25日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ　名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 3年10月25日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

ウ　住まいの窓口

令和 3年10月25日（月）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3　申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年11月 4日（木）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア　公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号　西図書館地下3階

西文化小劇場

イ　公募 2日目以降

(ｱ) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号　シティ・ファミリー浄心 3階

名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(ｲ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先

住まいの窓口

(3) 日時

ア　公募初日

令和 3年11月 4日（木）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ　公募 2日目以降

(ｱ) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年11月 5日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(ｲ) 住まいの窓口

令和 3年11月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4　公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　　170戸

第 2　多家族・多子世帯向け区分

1　申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2　申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3　申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4　公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　　9戸

第 3　単身者向け区分

1　申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者

(9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの

(10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者

(12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者

イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの

(13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年11月 4日（木）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア　公募初日

令和 3年11月 4日（木）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ　公募 2日目以降

(ｱ) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年11月 5日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(ｲ) 住まいの窓口

令和 3年11月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4　公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　　32戸

事故住宅　　3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 522号

名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 3年10月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧の期間

令和 3年10月20日から11月 2日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2　縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3　縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第５２３号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第８条第１項、第10条第１項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和３年10月20日から道路の供用を開始し、及び廃止します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

令和３年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

１　路線の認定及び道路の区域決定

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	泰明町第１号線	名古屋市港区川西通４丁目23番地先から 名古屋市港区泰明町１丁目１番地先まで	0.410	18.95 ～ 22.00	第１附図
	1	志段味線自転車歩行者道第５号	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1725番の13地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先まで	0.142 0.023 0.420	12.00 5.30 12.00	第２附図
	2	上志段味自転車歩行者道第６号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1669番の１地先から 名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1668番の２地先まで	0.019	6.00	

	3	上志段味自転車歩行者道第７号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1663番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1775番の１地先まで	0.018	6.00	
	4	上志段味自転車歩行者道第８号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1287番の２地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先まで	0.017 0.073	4.00 6.00	
	5	上志段味自転車歩行者道第９号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の１６７地先まで	0.243	6.00	
	6	上志段味自転車歩行者道第10号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2088番の94地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の61地先まで	0.040	4.00	

2　路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	緑笹塚第１号線	名古屋市緑区鳴海町字鶴ケ沢22番の27地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先まで	0.043 0.131	6.50 6.00	第３附図
	2	緑笹塚第２号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の５３４地先まで	0.185	6.00	
	3	緑笹塚第３号線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の51地先から 名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番の46地先まで	0.248 0.069	6.00 6.50	
	1	梅が丘二丁目第５号線	名古屋市天白区梅が丘二丁目1318番の２地先から 名古屋市天白区梅が丘二丁目1318番の７地先まで	0.048	6.00 ～ 8.96	第４附図

3　路線の一部廃止及び供用廃止

整理符号	路線名	起点 終点	摘要
ア	池上第１号線	起点　名古屋市緑区文久山９３４番地先 終点　名古屋市緑区文久山９３４番地先	第６附図
イ	五百根線	起点　名古屋市緑区文久山1112番地先 終点　名古屋市緑区文久山1011番の２地先	

4　路線の廃止

整理番号	路線名	起点 終点	摘要
1	前新田縦32号線	起点　名古屋市港区寛政町３丁目７番の３地先 終点　名古屋市港区寛政町３丁目７番の３地先	第７附図
1	森孝元補東西第２号線	起点　名古屋市守山区森孝一丁目５０１番地先 終点　名古屋市守山区森孝一丁目５０１番地先	第８附図

5　道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	東海橋線	名古屋市港区川西通４丁目23番地先から	前	0.429	24.54	第１附図
			名古屋市港区川西通３丁目35番地先まで	後	0.429	26.15 ～ 28.40	
	B	名古屋環状線	名古屋市港区川西通３丁目35番地先から	前	0.361	32.70	
			名古屋市港区泰明町１丁目１番地先まで	後	0.361	33.59 ～ 33.62	
	A	桶狭間勅使線第９号	名古屋市緑区文久山１番の21地先から	前	0.046	15.00 ～ 30.43	第５附図
			名古屋市緑区文久山１３２番地先まで	後	0.046	15.00 ～ 29.43	

	B	桶狭間勅使線第９号	名古屋市緑区文久山９３２番の３地先から	前	０.０１１	２０.００ ～ ３２.３６	
			名古屋市緑区文久山９３２番の３地先まで	後	０.０１１	３２.３６ ～ ３５.２３	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第１附図

凡　例

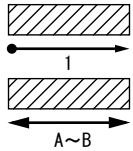

市道に認定し道路の区域を決定する部分

区域変更により道路の区域とする部分

第 2 附図

凡　例

市道に認定し道路の区域を
決定する部分

第 3 附図

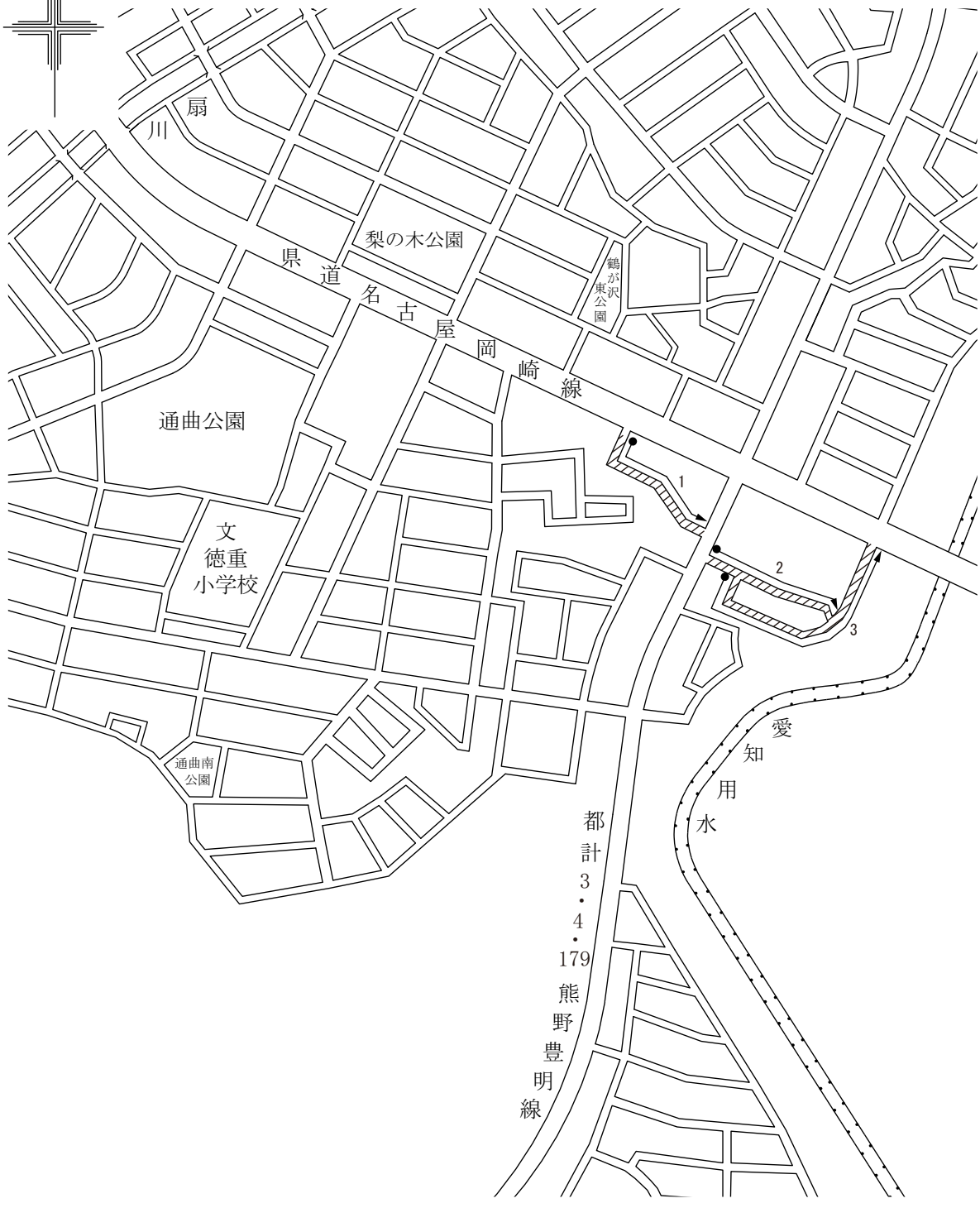

凡　例

市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 4 附図

凡 例

市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

第 5 附図

凡　例

区域変更により道路の区域とする部分

区域変更により廃道する部分

第 6 附図

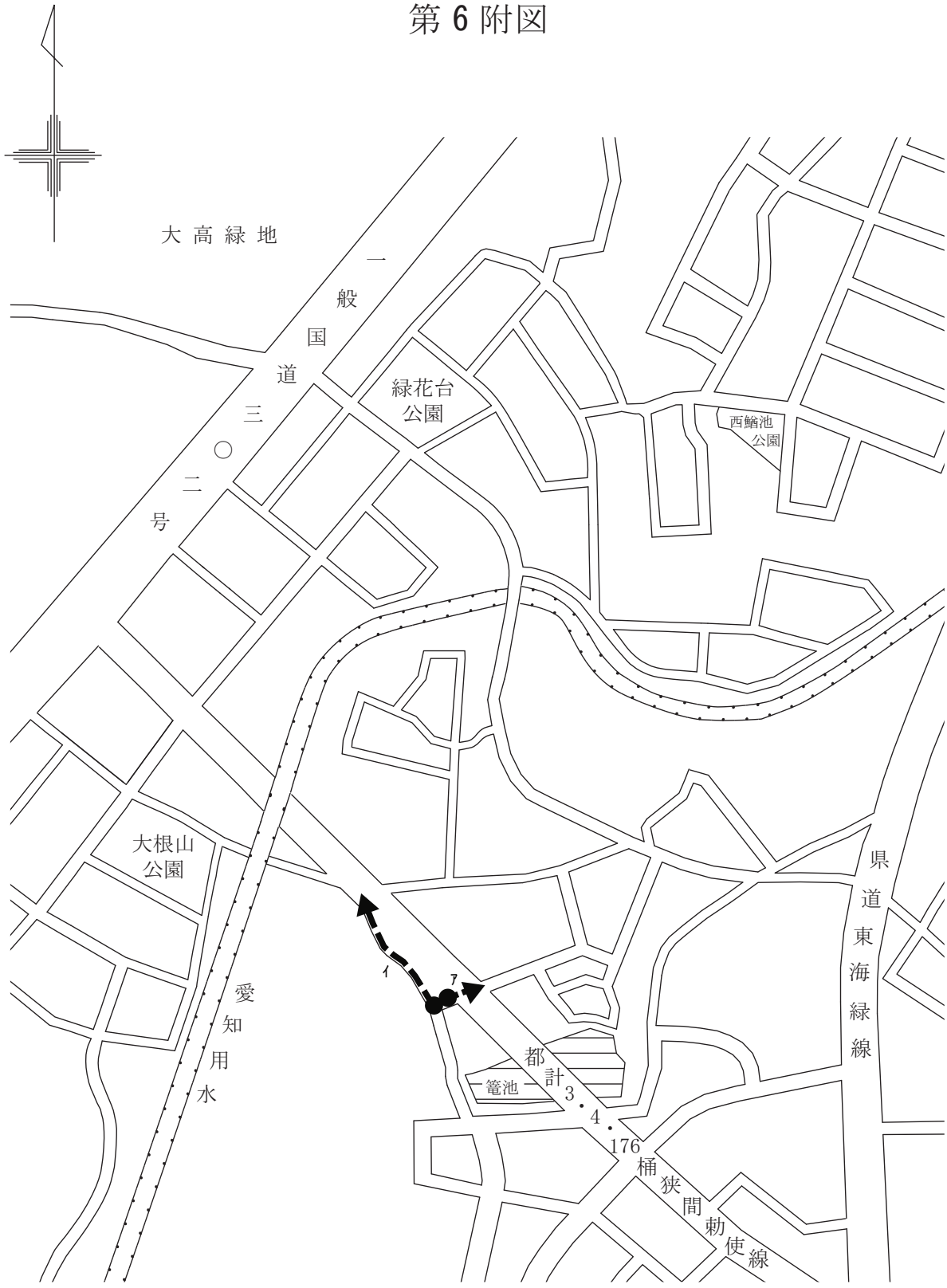

凡　例

一部廃止し供用廃止する部分

第７附図

凡　例

廃止する路線

第 8 附図

凡　例

廃止する路線

名古屋市告示第５２４号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第48条の13第２項及び第18条第２項の規定に基づき、令和３年10月20日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

令和３年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	志段味線自転車歩行者道第５号	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1725番の13地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先まで	附図
	2	上志段味自転車歩行者道第６号線	名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1669番の１地先から 名古屋市守山区大字上志段味字二之輪1668番の２地先まで	
	3	上志段味自転車歩行者道第７号線	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1663番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1775番の１地先まで	
	4	上志段味自転車歩行者道第８号線	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1287番の２地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先まで	

5	上志段味自転車歩行者道第９号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の２地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番の１６７地先まで	
6	上志段味自転車歩行者道第10号線	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2088番の94地先から 名古屋市守山区大字上志段味字東谷2086番の61地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附　図

凡　例

自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 525号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
みみはなのど訪問クリニック上前津	名古屋市中区上前津一丁目 7番 5号	令和 3年 7月 1日
きんさんクリニック	名古屋市中区錦三丁目15番15号	令和 3年 8月 1日
緑かごやま皮膚科クリニック	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	令和 3年 7月 1日

2　歯科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日

覚王山通オーラルケアクリニックフローレン	名古屋市千種区覚王山通 8丁目33番地の 1	令和 3年 8月 1日
ＷＩＮ訪問歯科	名古屋市西区香呑町 6丁目12番地	令和 3年 8月 1日
陽だまりの歯科	名古屋市緑区水広二丁目1016番地	令和 3年 7月 1日
つゆくさ歯科医院	名古屋市緑区有松町大字有松字三丁山 331番第 1番地	令和 3年 7月 1日

3　薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
今池中央薬局	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	令和 3年 7月 1日
ウエルシア薬局熱田五番町店	名古屋市熱田区五番町 7番21号	令和 3年 7月 1日
上脇調剤薬局	名古屋市中川区上脇町 2丁目 134番地	令和 3年 7月 1日
コストコホールセール守山倉庫店薬局	名古屋市守山区大字中志段味特定土地区画整理組合地区内70街区 1－ 1	令和 3年 7月 8日
キョーワ薬局みどり藤塚店	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局池上台店	名古屋市緑区池上台二丁目 268番地	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局藥房	名古屋市緑区有松1060番地	令和 3年 7月 1日

ナカムラ調剤薬局	名古屋市天白区植田三丁目1518番地	令和 3年 7月 1日
スギ薬局在宅調剤センター原店	名古屋市天白区原五丁目3006番地	令和 3年 8月 1日

4　訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
Ｆｏｏｔａｇｅ訪問看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区膳棚町 1丁目77番地の 2	令和 3年 8月 1日
訪問看護のぞみ守山	名古屋市守山区森宮町 173番地	令和 3年 7月 1日
訪問看護スペースライフ	名古屋市名東区猪子石原三丁目 101番地	令和 3年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 526号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医療機関名	旧	こころとからだの昭和在宅クリニック
	新	昭和在宅クリニック
所在地	旧	名古屋市昭和区田面町 1丁目67番地
	新	名古屋市昭和区川名本町 1丁目47番地の 2
変更年月日		令和 3年 7月 1日

2　薬局

医療機関名		キク薬局
所在地	旧	名古屋市東区豊前町 3丁目47番地
	新	名古屋市東区筒井三丁目1502番
変更年月日		令和 3年 7月12日

医　療　機　関　名		てるてる薬局荒子観音店
所　在　地	旧	名古屋市中川区荒子町字大門東58番地
	新	名古屋市中川区的場町 1丁目49番地
変　更　年　月　日		令和 3年 9月24日

3　訪問看護

医　療　機　関　名	旧	ナースステーション名古屋東
	新	ＫＳＫ看護ステーション
所　在　地	旧	名古屋市千種区今池三丁目12番13号
	新	名古屋市千種区今池五丁目 1番 5号
変　更　年　月　日		令和 2年11月 1日

医　療　機　関　名	旧	プラーナ訪問看護ステーション
	新	プラーナ昭和橋訪問看護ステーション
所　在　地		名古屋市中川区十一番町 1丁目16番地
変　更　年　月　日		令和 3年 7月 1日

医　療　機　関　名		うぃず訪問看護ステーション
所　在　地	旧	名古屋市守山区竜泉寺一丁目 920番地
	新	名古屋市守山区桔梗平一丁目2013番地
変　更　年　月　日		令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 527号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	廃 止 年 月 日
緑かごやま皮膚科クリニック	名古屋市緑区砂田二丁目 101番地	令和 3年 7月 1日

2　歯科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	廃 止 年 月 日
ＷＩＮ訪問歯科	名古屋市千種区山門町 2丁目26番地	令和 3年 7月14日
さいとう歯科	名古屋市緑区鳴海町字上汐田 225番地	令和 3年 3月31日

3　薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
みゆきファーマシーみなと店	名古屋市港区甚兵衛通 3丁目 1番地の 1	令和 3年 8月 1日
キョーワ薬局池上台店	名古屋市緑区池上台二丁目 268番地	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局薬房	名古屋市緑区有松1060番地	令和 3年 7月 1日
キョーワ薬局みどり藤塚店	名古屋市緑区藤塚三丁目2610番地	令和 3年 7月 1日
ひかり薬局島田黒石店	名古屋市天白区島田黒石 710番地の 2	令和 3年 8月 1日

4　訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションＭＧＫ24	名古屋市天白区元八事五丁目85番地	令和 3年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 528号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	休 止 年 月 日
太閤クリニック	名古屋市中村区太閤通 5丁目33番地	令和 3年 6月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 529号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　薬局

医 療 機 関 名	所　　在　　地	再 開 年 月 日
坪井調剤薬局乾店	名古屋市中村区乾出町 2丁目24番地	令和 3年 6月21日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 530号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　歯科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	辞 退 年 月 日
ましろデンタルクリニック	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目10番地	令和 3年 8月14日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 531号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
かけはし糖尿病・甲状腺クリニック	名古屋市中村区乾出町 2丁目35番地	令和 3年 7月 2日
八事在宅クリニック	名古屋市昭和区隼人町10番地の 4	令和 3年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 532号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医療機関名	所在地	辞退年月日
芽ぐみ皮フ科	名古屋市名東区明が丘48番地	令和 3年 8月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 533号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　あん摩・マッサージ

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
浦野　明彦 浦野　明彦	名古屋市千種区竹越二丁目 6番17号	令和 3年 7月 6日

2　はり・きゅう

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日

浦野　明彦	名古屋市千種区竹越二丁目 6番17号	令和 3年 7月 6日
浦野　明彦		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 534号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年10月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　柔道整復

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
なべ整骨院 石鍋　美惠	名古屋市東区筒井三丁目 4番 8号	令和 3年 7月26日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 535号

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第50条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を、次のとおり取り消しました。

令和 3年10月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	取消年月日
ポプラケア合同会社 名古屋市中区平和二丁目14番18号	ポプラケア 名古屋市中区平和二丁目14番18号	居宅介護 重度訪問介護	2316100185	令和 3年9月15日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 536号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年10月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ソラスト 東京都港区港南一丁目 7番18号	在宅ケアサービス ソラスト中村公園 名古屋市中村区二瀬町89番地	重度訪問介護	2310101585	令和 3年10月 1日
株式会社ひまわり 名古屋市中村区日比津町 3丁目 1番22号	ひまわりの家草薙町 1丁目 名古屋市中村区草薙町 1丁目36番地の 2	短期入所	2310101601	令和 3年10月 1日
	ひまわりの家 2 名古屋市中川区八田本町26番地	短期入所	2311301846	令和 3年10月 1日
		共同生活援助	2321300374	令和 3年10月 1日
ソーシャルインクルー株式会社	短期入所名古屋熊野町	短期入所	2310101627	令和 3年10月 1日

東京都品川区南大井六丁目25番 3号	名古屋市中村区熊野町 3丁目 1番地			
	ソーシャルインクルーホーム名古屋熊野町 名古屋市中村区熊野町 3丁目 1番地	共同生活援助	2320100312	令和 3年10月 1日
パーソルチャレンジ株式会社 東京都港区芝五丁目33番 1号	ミラトレ名古屋 名古屋市西区那古野二丁目25番11号	就労移行支援	2310201559	令和 3年10月 1日
株式会社Ｈｉ－ｂｉ－ｋｉ 名古屋市熱田区六番二丁目 3番12号	優響訪問介護事業所 名古屋市熱田区六番二丁目 3番12号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311100719	令和 3年10月 1日
株式会社ｎｅｘｔケア 名古屋市天白区原三丁目2201番地	ｋｉｎｄハウス 名古屋市港区多加良浦町 4丁目86番地	短期入所	2311201053	令和 3年10月 1日
株式会社アップグレード 名古屋市中区栄三丁目15番33号	訪問介護ステーションあゆみ 名古屋市中川区大当郎三丁目2009番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301838	令和 3年10月 1日
株式会社久遠 名古屋市中区大須一丁目28番 4号	ヘルパーステーションあおぞら 名古屋市中区大須三丁目17番24号	行動援護	2316101142	令和 3年10月 1日
株式会社ケアリッツ・アンド・パー	ケアリッツ丸の内 名古屋市中区丸の	居宅介護	2316101233	令和 3年10月 1日

トナーズ	内二丁目18番13号			
東京都新宿区新宿四丁目 1番 6号	ケアリッツ大曽根 名古屋市東区東大曽根町29番11号	居宅介護	2317200737	令和 3年10月 1日
社会福祉法人ほっとはむ 名古屋市天白区池場三丁目 408番地	ほっとはむ居宅支援センター 名古屋市天白区池場三丁目 408番地	同行援護	2316400247	令和 3年10月 1日
株式会社フォース 名古屋市中区錦二丁目 8番23号	プレシア介護センター天白 名古屋市天白区池場三丁目 117番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401443	令和 3年10月 1日
株式会社ＷＯＲＫ　ＯＮ 愛知県知多郡武豊町字祠峯二丁目50番地	生活介護ＷＯＲＫ　ＯＮ中平 名古屋市天白区中平三丁目2306番地	生活介護	2316401450	令和 3年10月 1日
株式会社ワイズコーポレーション 名古屋市東区代官町19番 6号	就労支援Ａ型事業所すまいる 名古屋市東区代官町19番 6号	就労継続支援Ａ型	2317200745	令和 3年10月 1日
合同会社なないろ 名古屋市中区栄三丁目11番16号	なないろＣａｒｅ 名古屋市名東区引山二丁目 404番地	居宅介護	2318001571	令和 3年10月 1日
株式会社スペースライフ 浜松市浜北区沼98番地 1	訪問介護スペースライフ 名古屋市名東区猪子石原三丁目 101番地	居宅介護	2318001589	令和 3年10月 1日
ＩＣＣ・Ｉ株式会	みるふぃーゆ本郷	短期入所	2318001597	令和 3年

社 名古屋市熱田区三本松町16番 6号	名古屋市名東区藤森二丁目 266番地			10月 1日
		共同生活援助	2328000183	令和 3年 10月 1日
株式会社ＳＥＮＳＥ 名古屋市天白区植田三丁目 505番地	久遠チョコレート名古屋滝ノ水店 名古屋市緑区滝ノ水三丁目1301番地	就労継続支援Ｂ型	2318501604	令和 3年 10月 1日
Ｔｏｍｙ’ｓ合同会社 名古屋市緑区大高町字石ノ戸 4番地の 2	ハッピースマイル24 名古屋市緑区鳴海町字光正寺42番地の 2	就労継続支援Ｂ型	2318501612	令和 3年 10月 1日
株式会社クリードケア 名古屋市北区若葉通 2丁目 3番地	こだまのいえ中村稲葉地 名古屋市中村区稲葉地本通 2丁目13番地の 2	共同生活援助	2320100304	令和 3年 10月 1日
特定非営利活動法人Ｓｏｃｉａｌ Ｇｏｏｄ 三重県四日市市三栄町 3番17－ 802号	グループホームあいりす 名古屋市天白区植田山四丁目1008番地の 2	共同生活援助	2326400286	令和 3年 10月 1日
株式会社ハルカデイズ 名古屋市中区錦三丁目 4番 6号	デイズグループホーム名古屋千種 名古屋市千種区今池南 9丁目12番地	共同生活援助	2327100141	令和 3年 10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 537号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年10月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人万莉 名古屋市瑞穂区弥富ケ丘町 3丁目 7番地	相談支援事業所まり 名古屋市瑞穂区弥富ケ丘町 3丁目 6番地の 5	一般相談支援 特定相談支援	2331400107	令和 3年10月 1日
		障害児相談支援	2371400108	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 538号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年10月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社フリーウォーク 名古屋市守山区四軒家二丁目 160番地の 1	ヘルパーステーションフリーウォーク 名古屋市西区市場木町 406番地	居宅介護 重度訪問介護	2310201120	令和 3年9月30日
株式会社サクシード 名古屋市守山区松坂町24番地	訪問介護りんどう 名古屋市守山区松坂町24番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317600936	令和 3年9月30日
株式会社テラブレイン 茨城県下妻市若柳乙 406番地	指定居宅介護事業所Ｊａｄｅ名古屋 名古屋市守山区瀬古東三丁目2034番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317601165	令和 3年9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 539号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第51条の25第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年10月21日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社慧茉 名古屋市瑞穂区弥富ケ丘町 3丁目 7番地	相談支援事業所まり 名古屋市瑞穂区弥富ケ丘町 3丁目 6番地の 5	一般相談支援 特定相談支援	2331400099	令和 3年9月30日
		障害児相談支援	2371400082	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 540号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

(1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 4年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 18歳未満の児童

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの

ア　同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ　同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(7) 56歳以上の者

(8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ　障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2　一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

ア　申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。

イ　住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア　場所

各区役所及び各区役所支所

イ　日時

令和 3年10月29日（金）から同年11月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

(3) 申込みの受付

ア　方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ　期間

令和 3年11月 1日（月）から同月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア　場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12Ｃ会議室

イ　日時

令和 3年12月16日（木）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　101戸

改良住宅　　1戸

3　親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア　一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ　親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ　子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　30戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 541号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ＨＣＳ	イーケアスマイル	名古屋市北区西味鋺四丁目 203番地	令和 3年 9月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社さつき	訪問看護ステーションさつき	名古屋市中村区上米野町 1丁目27番地の 2	令和 3年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ヤマシタ	株式会社ヤマシタ　名古屋南営業所	名古屋市南区寺部通 3丁目 8番地の 1	令和 3年 9月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉用具販売
株式会社松柏苑	松柏苑訪問看護リハビリステーション	名古屋市緑区有松1808番地	令和 3年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社やすらぎ	介護サービス安らぎ	名古屋市北区志賀町 4丁目14番地の 2	令和 3年 9月 1日	訪問介護
株式会社レガーメ	ヘルパーステーション　リアン	名古屋市北区大曽根四丁目12番32号	令和 3年 9月 1日	訪問介護
株式会社Ｅａｒｔｈ	Ｍａｒｓ	名古屋市西区花の木一丁目 1番 6号	令和 3年 9月 1日	訪問介護
株式会社ケアエクステンド	訪問介護けやき	名古屋市中川区野田一丁目 534番地	令和 3年 9月 1日	訪問介護
医療法人安藤医院	荒子デイサービス　やっとかめ	名古屋市中川区荒子町字大門西45番地	令和 3年 9月 1日	通所介護
株式会社学研ココファン	学研ココファン新瑞橋ヘルパーセンター	名古屋市南区平子一丁目 2番46号	令和 3年 9月 1日	訪問介護
ゆう幸株式会社	ライフサポート　いち	名古屋市緑区大高町字粕森谷 8	令和 3年 9月 1日	訪問介護

		番地の 2		

3　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人安藤医院	デイサービス荒子の郷	名古屋市中川区上流町 2丁目20番地	令和 3年 9月 1日	認知症対応型通所介護介護予防認知症対応型通所介護

4　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社笑美	樹楽　小碓	名古屋市港区小碓二丁目 227番地	令和 3年 9月 1日	地域密着型通所介護
バックオフィス有限会社	デイサービス　ゴールデンリング東神の倉	名古屋市緑区東神の倉三丁目2708番地	令和 3年 9月 1日	地域密着型通所介護

5　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ドリームＢＥＧＩＮＳ	ケアプラン夢ライフイリコ	名古屋市北区山田西町 3丁目 156番地の 4	令和 3年 9月 1日	居宅介護支援
医療法人安藤医院	居宅介護支援事業所　あら	名古屋市中川区荒子町字大門西	令和 3年 9月 1日	居宅介護支援

	こ	45番地		

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 542号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
みなと医療生活協同組合	みなと医療生活協同組合訪問看護ステーションレインボー 2	名古屋市港区小碓二丁目 284番地	令和 3年 7月20日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人古山医院	訪問看護ステーションさつき	名古屋市中村区上米野町 1丁目 27番地の 2	令和 3年 7月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

2　指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社ＡＲ	ヘルパーステ	名古屋市千種区	令和 3年	訪問介護

ＩＯＮ	ーションたっち	池下一丁目 2番21号	7月12日	
合同会社がんば	訪問介護事業所　がんば	名古屋市西区市場木町 208番地	令和 3年7月17日	訪問介護
株式会社健遊館	健遊館　小町の湯	名古屋市東区矢田四丁目13番17号	令和 3年7月30日	通所介護
新鋭工業販売株式会社	介護サービス安らぎ	名古屋市北区長喜町 1丁目 2番地の 3	令和 3年7月30日	訪問介護
有限会社モリカワコーポレーション	荒子デイサービスやっとかめ	名古屋市中川区荒子町大門西45番地	令和 3年7月30日	通所介護

3　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
有限会社モリカワコーポレーション	デイサービス　荒子の郷	名古屋市中川区上流町 2丁目20番地	令和 3年6月29日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

4　指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社介護ＮＥＸＴ	ＧＥＮＫＩＮＥＸＴ　名古屋守山	名古屋市守山区幸心二丁目1423番地	令和 3年7月30日	地域密着型通所介護

5　指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理年月日	サービスの種類
株式会社アンプル	アンプルケアサポート	名古屋市天白区荒池一丁目 201番地の 1	令和 3年7月20日	居宅介護支援
株式会社ハルス	ケアプランはるす喜多山	名古屋市守山区茶臼前 5番10号	令和 3年7月27日	居宅介護支援
株式会社ＡＲＩＯＮ	ケアプラン夢ライフイリコ	名古屋市千種区池下一丁目 2番21号	令和 3年7月28日	居宅介護支援
有限会社モリカワコーポレーション	居宅介護支援事業所　あらこ	名古屋市中川区荒子町字大門西45番地	令和 3年7月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 543号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4)のイに該当する者の単身世帯を除く。

(1) 戦傷病者にあっては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1号表の 3に規定する第 1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者

(2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあっては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあっては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあっては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア　同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ　同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあっては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ　障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2　市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア　市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ　住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ　申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア　場所

各区役所、各区役所支所

イ　日時

令和 3年10月29日（金）から同年11月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(3) 申込みの受付

ア　方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ　期間

令和 3年11月 1日（月）から同月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで（名古屋市の休日を除く。）

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア　場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12Ｃ会議室

イ　日時

令和 3年12月16日（木）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　42戸

3　市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいず

れかに該当する者が属する世帯

ア　戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者

イ　身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅　19戸

事故住宅　 2戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 544号

行旅死亡人の発見

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9条の規定により、次のように告示します。

心当たりのある方は、健康福祉局生活福祉部保護課まで連絡してください。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　死体

(1) 本籍、住所　　不詳

(2) 氏　　名　　不詳

(3) 年齢、性別　　25歳から45歳代位の男性（推定）

(4) 死 亡 日 時　　令和 2年 2月下旬（死後 2週間程度と推定）

(5) 発 見 日 時　　令和 2年 3月 8日午後 9時53分頃

(6) 発 見 場 所　　名古屋市中川区下之一色町字干潟地内正徳橋から北方約10メートル庄内川内

(7) 死 亡 原 因　　不詳

(8) 人相特徴等　　身長 173センチメートル位

(9) 着　　衣　　緑色チノパン（ウエスト79㎝、ユニクロ製)、横縞黒色ボクサーパンツ（Ｌサイズ、トップバリュ製)、黒色靴下

2　死体

(1) 本籍、住所　　不詳

(2) 氏　　名　　不詳

(3) 年齢、性別　　50歳から70歳代位の女性（推定）

(4) 死 亡 日 時　　令和 2年 4月20日頃（推定）
(5) 発 見 日 時　　令和 2年 4月20日午後 0時55分頃
(6) 発 見 場 所　　名古屋市中川区中川運河中幹線Ｂ地区第17番地
(7) 死 亡 原 因　　不詳
(8) 人相特徴等　　身長約 151センチメートル
(9) 着　　衣　　白色長袖パーカー、紺色長袖シャツ、黒色長袖肌着、黒色タンクトップ、白色ブラジャー、黒色スカート、黒色スパッツ、茶色ストッキング、黄色パンツ、紺色靴下、黒色スニーカー、白色マスク、黒色マフラー、ミニタオル
(10)所 持 金 品　　現金 266円、小銭入れ 1個

3　死体

(1) 本籍、住所　　不詳
(2) 氏　　名　　不詳
(3) 年齢、性別　　40歳から60歳位の男性（推定）
(4) 死 亡 日 時　　令和 2年 4月18日頃から同年 4月23日頃（推定）
(5) 発 見 日 時　　令和 2年 4月27日午前11時10分頃
(6) 発 見 場 所　　名古屋市港区中川本町 5丁目 1番地名港管理組合中川口ポンプ所北東側の中川運河内
(7) 死 亡 原 因　　不詳（溺水吸引による窒息の公算が大きい）
(8) 人相特徴等　　身長 166センチメートル位
(9) 着　　衣　　紺色ジャンパー、長袖黒色フリース、半袖白色肌着、左手首に灰色マフラー結着、黒色長ズボン、黒色タイツ、黒色下着、赤色トランクス、黒色運動靴、灰色靴下、赤色ニット帽、白色マスク、緑色ベルト
(10)所 持 金 品　　現金 228円、黒色長財布 1個、テレフォンカード 2枚ラジオ 1個、ペン 1本、腕時計 1個

4　死体

(1) 本籍、住所　　不詳
(2) 氏　　名　　不詳
(3) 年齢、性別　　20歳から30歳位の男性（推定）
(4) 死亡日時　　令和 2年 6月 6日午前 2時頃（推定）
(5) 発見日時　　令和 2年 6月 6日午前 2時37分頃
(6) 発見場所　　名古屋市港区品川町 2丁目52番地 1
(7) 死亡原因　　非定型的い死
(8) 人相特徴等　　身長 165センチメートル位、体格中肉
(9) 着　　衣　　黒色半袖Ｔシャツ、紺色作業ズボン、黒色パンツ、黒色作業靴、黒色靴下
(10)所持金品　　現金11円、黒色リュック、茶色二つ折り財布、クオカード、鍵

5　死体

(1) 本籍、住所　　不詳
(2) 氏　　名　　不詳
(3) 年齢、性別　　70歳位の男性（推定）
(4) 死亡日時　　令和 2年 6月10日午後 0時29分
(5) 発見日時　　令和 2年 6月10日午後 0時35分頃
(6) 発見場所　　名古屋市中村区鳥居通 3丁目34番地先路上
(7) 死亡原因　　交通事故による外傷性ショック（即死）
(8) 人相特徴等　　身長約 154センチメートル、中肉、頭髪白髪、頭頂部が禿げている、右足拇指欠損
(9) 着　　衣　　水色長袖シャツ、黒色半袖Ｔシャツ、水色ズボン、黒色スニーカー、黒色キャップ帽、紺色布マスク
(10)所持金品　　現金 441円

6　死体

(1) 本籍、住所　　不詳
(2) 氏　　名　　不詳

(3) 年齢、性別　　60歳から70歳位の女性（推定）
(4) 死亡日時　　令和 2年 5月上旬（推定）
(5) 発見日時　　令和 2年 5月14日午後11時 2分
(6) 発見場所　　名古屋市北区杉村一丁目21番12号
(7) 死亡原因　　不詳の内因死
(8) 人相特徴等　　身長 163センチメートル位、腐敗により人相体格不明、頭髪半ば白髪
(9) 着衣　　黄緑色七分丈カーディガン、白色半袖肌着、水色と白色の縞模様の七分丈ズボン、白色ショーツ、白色靴下
(10)所持金品　　現金89,795円、通帳 2冊、キャッシュカード 2枚、国民健康保険被保険者証 1通、介護保険被保険者証 1通、印鑑 3本、携帯電話 1台、財布 1個、小銭入れ 1個、診察券 3枚、 2年用領収書

7　死体

(1) 本籍、住所　　不詳
(2) 氏名　　不詳
(3) 年齢、性別　　69歳位の女性（推定）
(4) 死亡日時　　令和 2年 8月27日頃（推定）
(5) 発見日時　　令和 2年 8月29日午後 5時 3分
(6) 発見場所　　名古屋市北区丸新町 432番地の 2
(7) 死亡原因　　不詳の内因死
(8) 人相特徴等　　身長約 148センチメートル、やせ型、左前腕後面に約 8センチの瘢痕、左鼡径部に二倍手掌大隆起（脱腸）
(9) 着衣　　黒色袖なしシャツ、黒色長ズボン、黒色靴下、左側後頭部に金色髪留め
(10)所持金品　　現金 444,058円、鞄 1個、財布 2個、小銭入れ 1個、鍵 1本、通帳 5通、キャッシュカード 1枚、ポイントカード 3枚、テレホンカード 2枚、診察券 3枚、会員カード 1枚、印鑑 3本、ビニール製袋 1個

8　死体

(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏　　名	不詳
(3) 年齢、性別	45歳位の男性（推定）
(4) 死亡日時	令和 2年 8月中旬（推定）
(5) 発見日時	令和 2年 8月25日午前 9時45分
(6) 発見場所	名古屋市東区東桜二丁目 3番地 7
(7) 死亡原因	不詳の内因死
(8) 人相特徴等	身長 184センチメートル、白髪混じりの長髪、体格等腐敗により不明
(9) 着　　衣	白色ハーフパンツ、紺色トランクス
(10)所持金品	現金16,606円、黒色長財布

9　死体

(1) 本籍、住所	不詳
(2) 氏　　名	不詳
(3) 年齢、性別	50歳位の女性（推定）
(4) 死亡日時	令和 3年 1月 1日午前 3時頃（推定）
(5) 発見日時	令和 3年 1月 1日午前 3時
(6) 発見場所	名古屋市千種区萱場 2丁目 5番25号
(7) 死亡原因	高所からの飛び降りによる脳挫傷
(8) 人相特徴等	中肉、身長 158センチメートル位、頭髪黒色、皮色淡褐色
(9) 着　　衣	白色長袖セーター、黒色タンクトップ、青色ジーンズ、紫色パンツ

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 545号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6条第 1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯

(3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2　申込みの資格

(1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア　申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ　申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第 2条第 1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ　障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号のいずれかに該当する者にあっては 5年）を経過しない者でないこと。

3　申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 3年11月 1日（月）から同月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口に提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口に提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難い場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口に申込書を提出する場合は、令和 3年11月 1日（月）から同月15日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 3年11月 1日（月）から同月15日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12Ｃ会議室

(2) 日時

令和 3年12月16日（木）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅　32戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市選挙管理委員会告示第29号

補欠選挙の事由発生について

名古屋市議会議員東区選挙区において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づく補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和3年10月19日

名古屋市選挙管理委員会委員長　　佐　橋　　典　一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第30号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和 3 年10月22日

名古屋市選挙管理委員会委員長　佐　橋　典　一

1　地方自治法第74条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,841　人

2　地方自治法第76条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第86条第 1 項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,505　人

3　地方自治法第80条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第１項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区　　名	規定する数	区　　名	規定する数
千　種　区	43,822 人	熱　田　区	18,359 人
東　　区	22,418 人	中　川　区	60,302 人
北　　区	45,667 人	港　　区	38,703 人
西　　区	41,096 人	南　　区	37,309 人
中　村　区	37,939 人	守　山　区	47,472 人
中　　区	24,682 人	緑　　区	66,919 人
昭　和　区	28,756 人	名　東　区	43,588 人
瑞　穂　区	29,939 人	天　白　区	43,714 人

4　市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び同法第５条第15項に規定する数

315,340　人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第31号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和3年12月5日執行予定の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を令和3年11月25日に定めた。

令和3年10月22日

名古屋市選挙管理委員会委員長　　佐　橋　　典　一

名古屋市選挙管理委員会事務局

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルヂング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番　ほか25筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　　名	住　　所	
1	―	―	―	㈱ジェイアール東海高島屋	代表取締役田中　良司	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号	令和 3年 7月 27日
2	㈱ファミリーマート	代表取締役澤田　貴司	東京都港区芝浦三丁目 1番21号	変更なし	代表取締役細貝　研介	変更なし	令和 3年 3月 1日
3	㈱フォルムアイ	代表取締役井上　清嗣	大阪市北区天神橋一丁目11番 1号	―	―	―	令和 3年 9月 10日

3　変更の日

2で既述

4　変更した理由

(1) №. 1の小売業者については、入店のため

(2) №. 2の小売業者については、代表者変更のため

(3) №. 3の小売業者については、誤記のため

5　届出の日

令和 3年 9月10日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月18日から令和 4年 2月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月18日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＬＥＧＯＬＡＮＤ　Ｊａｐａｎ

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番　ほか 1筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
ＬＥＧＯＬＡＮＤ　Ｊａｐａｎ合同会社	代表社員 マーリン・エンターテイメンツ・グループ・ホールディングス・リミテッド 職務執行者 トーベン・イェンセン	名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地 1	変更なし	代表社員 マーリン・エンターテイメンツ・グループ・ホールディングス・リミテッド 職務執行者 土屋　裕之	変更なし

3　変更の日

令和 3年10月13日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

令和 3年10月15日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月22日から令和 4年 2月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月22日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課